

労働委員会制度の沿革－労使関係の健全化をめざして

労働委員会は1946年3月1日に設けられた機関で、労働争議の調整と、不当労働行為事件の審査とを主たる任務とし、公益、労働者、使用者の三者の代表で構成される独立行政委員会です。労働委員会制度はこのたび60年の歴史を刻むこととなりました。その間、労使紛争の迅速・適切な調整、公正な労使関係秩序の維持・形成を目的とすることは変わらないものの、主な任務はその時々に応じて変化をたどってまいりました。

この60年間の労働委員会の活動について、簡単に回顧してみたいと思います。当初は戦争直後のインフレ等により実力行使を伴うような、しかも政治的意味を帯びた激しい労使紛争、特に炭坑と電力において国民生活への影響が著しい争議が頻発したことから、労働委員会は主としてこれらの調整に当たりました。また、その後高度経済成長といわれる時期においては、労働運動が春闘と呼ばれる賃金ベースアップの闘争に転換し、労働委員会はその調整に当たって重要な役割を果たしてきました。このように当初労働委員会に係属した事件は労使紛争の調整に関する事件がほとんどでしたが、日本経済の安定や労働者の生活水準の向上などを反映し、1970年代後半にはいと、調整事件の件数は大幅に減少しました。

一方、不当労働行為審査事件の件数は近年高い水準で推移し、また、労働者の解雇のような事件のほか、配転などの使用者の人事権に関する事案や、実質的に労働者の労働条件を定めている者が誰かを争う事案など複雑な事件が増加し、審査の遅延の問題が生じました。さらに、1987年には国鉄民営化に際して旧国鉄職員の不採用事件（民営化後の移行会社であるJR設立に関して、民営化に反対していた特定の労働組合の組合員を採用しなかったことが争われた事件）が全国規模で申し立てられ、これに伴う事件を中心に事件がさらに滞留することとなりました。

このような事態に対し、全国の労働委員会で様々な取組みを行ってきたところですが、2005年、不当労働行為事件審査の迅速化・的確化を目的として労働組合法が改正され、現在その効果が徐々に現れてきているところです。

労働委員会制度創設60年という一つの節目を迎えるに当たり、我々の果たしてきた役割を諸外国の皆様へお伝えすることも有意として、この「日本の労働委員会制度の概要」を出版することとしました。我々労働委員会の任務、日本の労使関係制度のご理解の一助となるよう、願ってやみません。

2006年6月

中央労働委員会会長

山口 浩一郎